

近世初期の分限帳・検地帳に見る兵農分離

開 沼 正

はじめに

近世は、それより前の時代と比べて、武士と庶民との違いが身分という形をとって明確になった時代といわれている。いわゆる「兵農分離」という現象である。もちろん兵と農が完全に分離されたかどうかについては議論の余地がある。それは同一人物が、場面によって武士であったり庶民であったりする場合が存在したことや、武士的待遇を与えられた庶民が少なからず存在したことが根拠となっている。

しかし兵農分離が、徳川幕府の政策として近世初期に急速に進められたことは間違いない。それは全国で一律の基準が適用されたり、同じスピードで進められたりした政策ではないが、役職としての兵と農は完全に分離されたといっている。たとえば徳川幕府には「八王子千人同心」という役職がある。これは幕府の職制に組み込まれた組織だから「兵」の役職¹⁾である。同様に藩の職制として位置づけられていけば、たとえば庶民身分の者が就任することがあったとしても、それは「兵」の役職といえる。

幕府や藩が家臣団を編成する際（つまり兵農分離の際）に、どこまでを家臣（つまり「兵」の役職）に組み込むかについては、前述のように一律の基準があったわけではない。それには地域ごとの歴史的経緯が深く関わっており、多様性に富んでいる。したがって個々の事例を積み重ねることが重要である。本稿では出羽国村山郡の山形藩領を例にとりながら、武士と庶民との線引きがどのあたりで行なわれたのかについて考察したい。

近世初期の山形藩と家臣の召し抱え

山形藩を例に採ったのは、いくつか理由がある。まず領主の交代についてである。山形藩は最上氏の時代には表高 57 万石という全国でも屈指の大大名だったが、家督相続をめぐる紛争を收拾できず、元和 8（1622）年に改易された。最上氏は大幅に領地を削減され 1 万石の大名として近江国大森に転封されたため、ほとんどの家臣は失業せざるを得ず、大量の浪人が発生した。

つまり中世的色彩の濃い最上家臣団の（ほとんど）全員が一度クビになり、その後近世的大名が入部してきた際に、どれだけの者が再仕官できるのかを観察するのに適した事例であるといえる。近世における兵と農との境がどのあたりにあった

のかが明確になるのではないかという期待がもてたことが理由のひとつである。

最上氏改易の後、山形には鳥居忠政が22万石（後、加増により24万石）で入部した²⁾。鳥居氏は旧領12万石から加増されての入部だったので、家臣の新規召し抱え分として多くの最上旧臣が召し抱えられた。鳥居領となった地域には「22万石分の浪人」がいたと推定される。しかし鳥居氏は10万石を加増されての入部であるから、理論上は「10万石分の家臣」しか召し抱える余裕はない³⁾。実際には鳥居氏の譜代の家臣に加増した後で、浪人の採用を行なうであろうから、10万石分の家臣を新規に召し抱えることはできなかったであろう。

鳥居氏の時代も長く続かなかった。忠政の子忠恒は嗣子のないまま死亡したので、寛永13(1636)年には所領没収⁴⁾となり、鳥居氏の家臣も失業した。

鳥居氏の後に山形藩主となったのが保科正之である。保科氏は鳥居氏と入れ替わるかたちで信州高遠からの転封だった。3万石から20万石へと大幅に加増されての転封だったので、家臣団整備のために鳥居旧臣を大量に召し抱えた。その中には最上の旧臣も数多くいたことは言うまでもない。

保科氏は寛永20年7月に会津若松に転封(23万石)となった。しかし会津へは3万石を加増されての転封ゆえに、家臣を減らす必要はなかった。したがって浪人問題はあまり発生せず、山形で召し抱えた鳥居旧臣全員を連れて行く余裕があった。もちろん事情があつて山形に残った者もいただろうが、保科氏の側からすれば、転封に際して家臣を召し放つ理由はなかったということである。

このように近世初期の山形藩は、支配領主(最上氏、鳥居氏)が取り潰しに近い形で領地を大幅に減らされたうえで転封させられ、家臣はほぼ全員がその都度失業したことになる⁵⁾。保科氏が会津に転封になった翌年の寛永21年1月、山形藩には結城秀康の五男である松平直基が越前大野藩(5万石)から15万石で入部してきた。以降、山形藩は領主の交替が頻繁になる⁶⁾。慶安1(1648)年には松平忠弘が15万石で入部し、さらに20年後の寛文8(1668)年には奥平昌能が9万石で転封されてきた。

領主の交代が頻繁になったとはいえ、新しい領主による新規の家臣召し抱えは、両松平氏までのことで、奥平氏以降は極端に少なくなる。両松平氏の時代にはそれぞれ59人、39人の家臣が召し抱えられているが、奥平氏に召し抱えられた家臣は佐竹儀左衛門ただ一人しか確認されていない⁷⁾。奥平氏以降の時代は兵農の問題にひと区切りついた時代といえそうである。

最上分限帳の検討

どの階層までが家臣として召し抱えられたのだろうか。この線引きに成功すれば、近世初頭の兵と農についての大まかな認識が判明することになる。まず最上氏の家臣名と石高が詳細に記されている分限帳を検討したい。

最上氏の分限帳に関しては多くの写本がある。家臣名や石高も細かいところでは異なっている部分もあるので、ここでは山形大学附属郷土博物館所蔵の「最上家中

知行」⁸⁾ という史料を中心に検討する。それに加え、「最上家分限帳写」⁹⁾、「最上義光分限帳」¹⁰⁾、「最上源五郎様御時代御家中并寺社方在町分限帳」¹¹⁾、「鮭延越前守侍分限帳」¹²⁾、「清水城主大蔵家来分限帳」¹³⁾、「最上千種」¹⁴⁾ の6種類の史料で家臣名を補った。

「最上家中知行」には、838の家臣(召し抱えの大工などまで含めて)・寺社に対して安堵した知行高・俸禄が記されている。寺社領に対する安堵が100件ほどあるので、家臣としてリストアップされているのは700名程度に過ぎない。最上氏の規模からすれば、分限帳に記載されているのは軍団全体の1割にも満たないだろう。

しかし大名の軍団構成を考えれば、全体の9割以上は足軽・中間・又者などと呼ばれる階層¹⁵⁾である。彼らの多くは村から徴発・動員される百姓であるので、分限帳には記載されなくて不思議はない¹⁶⁾。せいぜい足軽クラスが「鉄砲何挺分」とか「槍何人分」というかたちで人数だけ記載される程度である。

逆に言えば、分限帳に氏名が記載された者は足軽より上の階層であり、「武士」として認められていたということになる。つまり戦国から近世初期にかけての大名たちが、家臣として認識していた範囲である。そこで彼らの一人ひとりについて、最上氏改易の後に大名家などの家臣として召し抱えられたのか否かを確認することから始めた。

武士として認められた家臣の中にも兵農が未分離な者が多かった。彼らは最上氏から所領を与えられた領主であり、同時に土地や耕作者を管理し、時には自ら耕作する立場にあった農業経営者でもある。特に小規模の所領をもつ家臣には農業経営者の色彩が強くなる。

主家に改易・転封などがあれば、百姓として地元に残るか家中の一員として転封先についていくかの選択に迫られた。主家を選べば土地を失い、土地を選べば領主の立場を失う。どちらを選ぶにしても、失うものは大きい。その階層が最上家臣団のどのあたりなのかを検討してみたい。幸いにして最上氏の旧臣たちの動向については詳細な研究¹⁷⁾があるので、その成果に加えて「鳥居氏分限帳」「保科氏分限帳」を参考¹⁸⁾にする。

「最上家中知行」によれば、1万石以上の家臣は15人いる。それに「最上家分限帳写」と「最上千種」で見られる2人(坂光重、下吉忠)を加えて1万石以上は17人である。その中で最上氏改易後に他家に召し抱えられなかった者が4人いる。彼ら4人に共通していることは表1からも明らかなように慶長19年(つまり最上氏改易より前)に死亡しているということである。

慶長19年1月に最上義光が死亡している。義光は戦国の東北地方を生き抜き、山形藩57万石の基礎を築いた人物で、最上家およびその家臣団にとっては大黒柱的存在であった。義光がいたからこそ、山形藩がひとつにまとまっていたといっても過言ではない。義光亡き後は、後継者として決められていた家親に対する不満・不安が表面化し、当然のように後継者争いが起きた。

家親の弟である清水氏満は、反家親派の筆頭と目されていた。氏満は10月に家親軍の攻撃を受け、自殺している。志村光清と下吉忠は、反家親派の一栗兵部に襲

表1 最上氏旧臣の改易後 (1万石以上)

No.	家臣名	石高	再仕官先	備考
1	清水氏満	27300		慶長19年死亡。
2	山野辺義忠	19300	水戸藩徳川家	
3	上山光広	20000	福岡藩黒田家	
4	大山光隆	27000	前橋藩酒井家	広島藩浅野家という説もある。
5	楯岡光直	16200	熊本藩細川家	
6	本城満茂	48000	前橋藩酒井家	
7	志村光清	30000		慶長19年死亡。
8	坂光重	30000	米沢藩上杉家	
9	寒河江広俊	27000	福井藩松平家	本人は慶長19年死亡。子が仕官。
10	野辺沢光昌	20000	熊本藩加藤家	
11	氏家親定	17000	萩藩毛利家	
12	里見民部少輔	17000		慶長19年出奔, 切腹。
13	松根光広	12000	柳川藩立花家	
14	鮭延秀綱	11500	古河藩土井家	
15	滝沢政範	10000	前橋藩酒井家	次男は本荘藩に仕官。
16	下吉忠	20000		慶長19年死亡。
17	東根親宜	12000	徳島藩蜂須賀家	

撃されて死亡した(一栗兵部の乱)。里見民部少輔は義光の生存中から危険視され幽閉されていたが、後継者争いが表面化する中で出奔し自殺した。寒河江広俊も慶長19年に死亡しているが、これは義光の死に殉じたものである。広俊の子新次郎が家督を継ぎ、福井藩に仕官しているので、仕官した側に分類した。

つまり1万石以上の旧臣で再仕官できなかったのは、義光の後継者として幕府から正式に認められていた家親に反旗をひるがえしたグループ、あるいは彼らの反乱で犠牲となった顔ぶれである。換言すれば1万石以上の家臣であれば、よほどのことがない限り仕官先はあったということである。この階層の家臣が再仕官した率は実質的には100%に近いといっている。

もちろん仕官した13人、およびその子孫の境遇は様々である¹⁹⁾。山野辺義忠は1万石で水戸藩に召し抱えられ、子孫も水戸藩の上級家臣として連綿と続いた。上山光広は黒田家から3000石を与えられながらも、寛永年間の早い時期に自殺したという。野辺沢光昌は熊本藩加藤家に仕官したものの、光昌の死亡後すぐに加藤家が改易され、子の代に再び浪人となった。坂光重の子孫は米沢藩の減封や財政難による「借り上げ」などで天保年間にはわずか一人半扶持五斗の微禄な藩士となっていた。

さて1万石以上の家臣を①として、以下同様に分限帳に記載されている家臣の全階層について仕官率をみていきたい(表2)。①の階層については他の資料を参考にして、「最上家中知行」に記載されていない家臣を2名(前述のように、坂、下の

表2 最上旧臣の階層別再仕官率

	階層人数	仕官人数	仕官率	名字の一致
①	17	13	0.765	1
②	6	5	0.833	1
③	28	9	0.321	13
④	29	12	0.414	9
⑤	46	9	0.196	29
⑥	359	51	0.142	205
⑦	182	10	0.055	100
合計	667	109	0.163	358

※⑦は「歩行小姓衆」、「御扶持方衆」と「大工頭八郎右衛門」（無役之衆）の合計。御扶持方衆は扶持高で示されている。

※「鉄砲衆」「鎗衆」の石高は組全体の石高であり、家臣個人の知行ではないので除外した。

※小国光忠（8000石）の子・大膳は光忠とは別に100石で召し出だされていたので、⑥に分類した。大膳は父とともに佐賀藩鍋島家に仕官した。

※「無役之衆」には家臣の「宿分」が含まれている。宿分をもつ家臣は二重に計算されてしまうので、その分は除外した。具体的には本城豊前、新関因幡、志村伊豆、下治右衛門の4人の宿分である。

2氏) 追加したが、②以下の階層については人数が多くなり、人物の照合作業が煩雑になりすぎるために、「最上家中知行」に記載された人数・家臣名を記載した。

仕官をしたかどうかの確認については、苗字・名前・官職などが「最上家中知行」の家臣名と『羽州最上家旧臣達の系譜』、『鳥居氏分限帳』、『保科氏分限帳』の家臣名とが一致しているかどうかを目安にした²⁰⁾。

家臣は石高順に、②1万石未満5000石以上、③5000石未満1001石以上、④1000石、⑤1000石未満500石以上、⑥500石未満100石以上、⑦100石未満という7つの階層に分類した。

①に分類される家臣は、最上家のなかでも最も影響力の大きい階層である。したがって彼らの立場は個人の能力を超えて政治的な状況に左右されることが多い。仕官できなかった4人（改易前に死亡しているのだから、ある意味で当然だが）は、いずれも後継者争いという政争に関係している。もし最上氏がそうした政争ではなく、単純に「嗣子がない」などの理由で改易になったのであれば、彼ら4人は確実にどこかの藩に仕官していたであろう。その意味で、この階層の実際の仕官率は76.5%だが、実質は前にも述べたとおり100%といえる。

表2からは、階層が下がるにつれて仕官率も下がることがわかる。とは言っても下層からでも仕官はしている。たとえば最下層では、御扶持方衆で10人扶持を給されていた常世左近という者が庄内藩酒井家に召し抱えられている。また陪臣で

も、鮭延秀綱(11500石)の家臣で「足軽与力衆」の樋渡善兵衛(5石)が、主君の秀綱に伴って古河藩土井家に召し抱えられ、秀綱の死後は古河藩の直臣となっている。

足軽与力衆は「在々居住也」²¹⁾とあるように、普段から在地に居住して百姓と変わらない生活をしていた。したがって最上家臣団のどこかにある一線を引いて士と農を区別することは困難である。

表2では仕官したことが確認できる人数を挙げた。有力な(つまり石高の大きな)家臣のほうに記録に残りやすいという傾向があり、したがって確認もしやすい。①や②の仕官率が他の階層よりも高めの数値になることは十分考えられる。

家臣名が一致しない場合でも、複数の資料で名字が一致する場合が少なくなかった。もちろん名字が一致したからといって安易に同一人物、あるいは同一家系と判断することは避けなければならない。特徴ある名字であればまだしも、全国的によくみられる名字であれば一致しているだけでは根拠として弱すぎる。しかし最上氏改易後の旧臣の身の振り方を追跡調査する際に、名字は大きな手がかりとなることは間違いない。

そこで表2では「名字の一致」という項目をつくった。「最上家中知行」に記載されている家臣のうち、本人の仕官は確認できないが、同じ名字をもつ最上の旧臣がどこかの藩に仕官している場合がある。「名字の一致」には、その人数を記入した。通称・官名など複数の名前をもつ場合が多いので、同一人物であっても記載名が一致しないこともあるだろう。さらに改易の前後で代替わりをした場合もあっただろうが、襲名していない限り、同一家系と判断することは難しい。同一人物・家系の者、あるいは一族であっても除外された家臣がいる可能性も十分にあり得る。したがって実際の仕官率は表2よりも全体的に高めになると思われる²²⁾。

表2でみる限り、仕官率で大きな断絶のあるのは②と③の間である。②では8割以上だった仕官率が、③ではその半分の4割を切る。さらに④と⑤の間でも仕官率が半分以下に下がり(41.4%→19.6%)、100石未満の⑦ではほとんど仕官していない状態(5.5%)である。もちろん仕官したくてできない者もいただろうが、自ら進んで百姓になることを選択した者も少なくなかったはずである²³⁾。1000石(④)あたりが、武士として主君の転封に隨身するか、土地の耕作権を選ぶかの傾向がはっきりと出てくる分水嶺といえるのではないだろうか。

最後に分限帳には記載されていない階層(⑦より下の階層)についても言及したい。この階層は、かつては最上軍団の一員として足軽や中間をつとめた者たちである。最上氏改易後の出羽に入部してきた大名家(たとえば鳥居氏など)が彼らを再び徴発することはよくあったであろう。仮に足軽以下の階層が、新しく入部してきた領主から徴発を受けることを、「仕官」と表現するのであれば、彼らの「仕官率」はかなり高くなると思われる。

しかし彼らと大名家とのつながりは、戦時において徴発・動員されるだけの関係である。いってみれば年貢・諸役の一部として軍団の一員となっているに過ぎない。彼らは生活基盤を土地に置いていたこともあって、近世初頭の段階では、大名

の転封に伴って移動することはまれである。しかし新たに入部してきた領主による動員にはしばしば応じた²⁴⁾。

新領主の側としても足軽などの「経験者」を中心に人を集めようとするだろうし、村の側でも「経験者」にやってもらおうとするだろう。つまり前の領主の時代に足軽として徴発を受けた者が、新しい領主のもとでも再び軍団の一員として徴発を受ける確率は高いと考えられる。

しかし徴発をうけることを「仕官」と表現するのは、やはり適当ではない（特に近世初期の段階では）。兵農分離を考えるとときに、年貢・諸役の一部として軍団に徴発された者と知行地を安堵される代償として軍役を果たす者とを明確に区別しなければならない。

後世には足軽などの武家奉公人が大名家の家中に組み入れられ、家臣として把握されるようにはなった。ところが彼らは「家名」や「個人名」で把握されるのではなく、「鉄砲何挺」「槍何本」と頭数で把握されるのが常だった。臨時的・非常勤的な性格は最後まで残った²⁵⁾のである。したがって表2では、⑦より下の階層については元々仕官していないのだから、仕官率自体が問題にならないといえる。

元和検地帳の考察

元和検地とは、鳥居忠政が山形入部の翌年である元和9（1623）年3月から翌年4月にかけて行なった検地である。鳥居氏は、最上氏や保科氏に比べて年貢率を高く設定した。百姓は、この検地を忠政の官名をつけて「左京纏」と呼び、後々まで怨嗟したといわれている。

鳥居氏による元和の検地帳は、今日まで比較的よく残っている。村によって異なるが、分付主が記載されているところも少なくない。特にこれから取り上げる志戸田・鮎洗の両村²⁶⁾の場合には分付主の多くが名字をもっている。彼ら分付主の多くは旧最上の家臣と考えられる。その理由として、ひとつには最上氏の家臣は自らが給地の分付主となる場合が多かったということが挙げられる²⁷⁾。ふたつには鳥居氏の蔵米支給制が挙げられる。つまり鳥居氏の場合、家臣が土地支配から切り離され、家臣が分付主になることはないからである。

元和検地帳は、鳥居氏が作成した検地帳ではあるが、最上氏末期の領地支配を反映した史料となっている。検地帳を作成した鳥居氏の目的が、新しい領地内の生産高を正確に把握するためというよりは、入部当時の分付け関係などを把握して、家臣への今後の加増や新規召し抱えの参考資料を作成するなど、領国支配をスムーズに始めるためであると考えれば、それも当然のことではある。

調査した3冊の検地帳には、寺社も含めて111件の分付主と160件の分付百姓（名請人）が確認され、1245筆の土地²⁸⁾が登録されていた。分付主の内訳111件は「名字をもつ者」が67人、「名字のない者」が38人、「衆」が2集団、寺院が慶長寺²⁹⁾（21筆）、法障（宝幢）寺（19筆）、法道寺（11筆）の3か寺、および直轄地（10筆）を1件と数えた合計である（表3「分付主の内訳」）。

表3 分付主の内訳

分類	名字をもつ者			名字のない者				「衆」 ³²⁾		寺院	直轄地
人数	67人 (970筆)			38人 (128筆)				2集団 (62筆)		3か寺	1
所属	最上旧臣1	最上旧臣2	不明	鉄砲	長柄	中間	その他	鉄砲衆	長柄衆	—	—
人数	33	31	3	5	5	19	9	—	—	—	—
筆数	487	477	6	13	13	55	47	5	57	51	10

※「最上旧臣1」は、最上家の分限帳に記載されており、確実に家臣といえる者。

※「最上旧臣2」は、最上家の分限帳に同じ名字の者がいるが、同姓同名者はいない者。

※「不明」は、「最上家中知行」に同じ名字の者がいない者(長と下町の2氏)と名字の字が判読できない者(名は「うたの助」)である。

※「その他」は肩書きのない者4人、鍛冶1人、そして作庵という人物を入れた。作庵は「無役之衆」(500石)として「最上家中知行」に記載されている。この人物が医者なのかお伽衆なのか、あるいは茶坊主なのかは分かっていない(『山形市史』899ページ)。ここでは「名字のない者」としてこの項目に分類した。

※彦助は中間と長柄の両方で登録されているが、人数は中間に分類した。ただし筆数には中間として3筆、長柄として1筆を算入した。

※惣九郎は長柄と鉄砲の両方で登録されているが、人数は鉄砲に分類した。ただし筆数には長柄として1筆、鉄砲として2筆を算入した。

全1245筆のうち24筆分については、分付主の記載がなかったり「永符」と記載されていたりしている。これら24筆を除いた1221筆の土地について調査した。寺院(位徳院など)が分付百姓として登録されていたり、一筆の土地に複数の分付百姓が登録されている場合もあった。分付主は複数の分付百姓を抱えているのが普通であるが、分付百姓も複数の分付主をもつ場合がほとんどだった。

位徳院は小白川の「威徳院」と思われる。この寺院は宝幢寺の末寺で270石の領地をもっている一方、鮎洗村では分付百姓の立場であった。鮎洗村には宝幢寺の領地が38石余りある³⁰⁾ので、末寺として耕作を請け負っていたということであろうか³¹⁾。つまり威徳院は領地内では分付主という立場であった可能性が高い。このように同一人が分付百姓と分付主の2つの側面を同時にもつということは珍しくなかった。

分付主を階層ごとにまとめると、表3のようになる。分付主の6割以上を「名字のある者」が占めている。「名字のない者」の中からも、かなりの割合で最上氏の武家奉公人を勤めている者がいることがわかる。

彼らは、おそらく継続的な雇用に近い形で召し抱えられた武家奉公人であって、彼らには給分としてわずかな知行地を与えていたということであろう。ただ武家奉公人全体から見れば、知行地をもつ者は少数で、所有する土地の筆数も名字をもつ者に比べて少ない。

検地帳には、長柄衆や鉄砲衆に対する給分のための土地が62筆ある。「衆」というのは個人名で把握される家臣と違って、集団で何人と把握される。個人名の家臣が土地をもらえば知行地だが、上記62筆の土地は「衆」の知行地とはいえない。動員した者たちへの手当てを賄うための土地(給地)であって、むしろ目的を特化した直轄地といったほうが正確である。武家奉公人の給与形態としては、個人とし

て知行地を受けるよりも、「衆」としてまとめて宛がわれる方が一般的であったことは言うまでもない。

彼らは、前章の最後で述べたように、年貢・諸役の一部として徴発される階層の者である。長柄や鉄砲の武家奉公人は、人数的に見れば軍団の中で最も多数を占めていたわけだが、最上氏の場合でも、大部分の武家奉公人は、継続的な召し抱えではなく動員によって確保していたのであろう。

武士たちの「その後」と調査の手法

知行地として与えられた土地に、分付主として検地帳に記載されている武士は67名である。志戸田・鮎洗両地域で4000石に近い村高とはいえ、67人の武士が知行地をもつというのは、知行地としてはかなり複雑な「相給状態」といえる。これには志戸田村が山形城に近い農村という立地条件も影響しているようである³³⁾。

67名の内、「最上家中知行」に氏名が見出され、家臣と確認できる者(表3の「最上旧臣1」)は以下の33名である(50音順)。家臣名に続くカッコ内には、最上時代の石高を記入した。さらに最上氏改易後、他家に再仕官した者については、その仕官先を記入した。

すなわち、秋葉蔵之丞(150石、福岡藩黒田家)、秋葉志摩(70石)、朝比奈讚岐³⁴⁾(2000石)、石沢四五左衛門(40石)、井上勘兵衛(100石)、浦山源左衛門(20石)、大宮将監(20石)、小田帯刀(100石)、柏倉右平次(50石)、柏倉新之丞(500石)、岸勘解由(200石)、黒木新助(100石)、牛房野和泉(50石)、斉藤李之助(80石)、坂九郎右衛門(140石、米沢藩上杉家)、坂左伝次(500石)、坂本小平次(240石)、坂本主殿(不明³⁵⁾)、山形藩鳥居家⇒山形藩保科家)、作並宮内(200石)、佐藤善九郎(100石)、里見蔵之丞(200石)、柴田喜兵衛(100石、山形藩鳥居家)、渋谷八左衛門(150石、庄内藩酒井家)、鈴木次右衛門(1000石、大森藩最上家)、鈴木七右衛門(200石、山形藩鳥居家)、高山二助(100石)、滝沢兵庫(10000石、庄内藩酒井家)、武久庄兵衛(500石、府中藩徳川家⇒小浜藩酒井家)、土佐林式部(220石)、新関次右衛門(200石)、野田内匠(500石)、日野惣左衛門(3000石)、皆川藤右衛門(100石、水戸藩徳川家)である。

さらに検地帳に記載された分付主と同じ名字が、最上家臣団に見られる場合も多かった(表3「最上旧臣2」)。名字だけを列記すれば、浦山、岡崎、小田、香川、黒木、今野、斉藤(3氏)、坂本(3氏)、佐竹、神保、田代、原田、日野(3氏)、深瀬、堀江、官林、村岡、山田(3氏)、矢町(2氏)、山家、和田(2氏)の計31氏、21種類の名字である(「最上旧臣1」と重なる名字もある)。表3の「名字をもつ者」の部分をもっと詳細にしたのが表4である。

最上氏の改易後、かれら武士はどこへ行ったのだろうか。仕官した10人のうち、いくつか取り上げてみよう。坂九郎右衛門(光吉)は本人が140石とはいえ、父親が長谷堂城主坂光重(30000石)³⁷⁾であるから、表2でいえば①の階層に属する。仕官は比較的容易に決まったのではないだろうか。親子で最上氏の旧敵であった米沢

表4 名字をもつ分付主の内訳

名字をもつ分付主(67名)				
最上旧臣1(33名)		最上旧臣2(31名)		不明(3名)
仕官確認(10名)	仕官未確認(23名)			
秋葉 坂	秋葉 朝比奈 石沢	<u>浦田</u> 岡崎 <u>本田</u> 香川	下町 長 (他に判読 不能1名)	
坂本 柴田	<u>藤田</u> <u>浦田</u> <u>渡邊</u>	黒木 今野 斉藤 斉藤		
<u>渡谷</u> 鈴木	<u>本田</u> <u>相着</u> <u>相着</u>	斉藤 坂本 坂本 坂本		
鈴木 <u>滝沢</u>	岸 黒木 <u>牛房野</u>	佐竹 <u>神保</u> <u>田代</u> 原田		
武久 <u>菅川</u>	斉藤 坂 坂本	<u>日野</u> <u>日野</u> <u>日野</u> <u>深瀬</u>		
	作並 佐藤 <u>里見</u>	<u>堀江</u> 宮林 <u>村岡</u> <u>山田</u>		
	高山 土佐林 新関	<u>山田</u> <u>山田</u> 矢町 矢町		
	野田 <u>日野</u>	<u>山家</u> 和田 和田		

※項目名(「最上旧臣1」「最上旧臣2」「不明」)の定義については表3に準じる。
 ※下線を引いた名字は、志戸田・鮎洗地区の住宅地図³⁶⁾で確認できないもの。そのうち志戸田・鮎洗の近隣地区を含めると確認できる名字については網掛けにした。

藩上杉家に仕えている(ただし前述のように、近世後期には微禄の藩士となっていた)。坂本主殿は、鳥居氏・保科氏と新しい山形藩主に続けて仕官し、保科氏が会津転封の際にも共に移住している。鈴木次右衛門は、わずか1万石の小大名となった最上氏に付き従い、近江国大森まで移った。主家が大幅な減石処分を受けながらも浪人になることは避けられたが、次右衛門は石高の大幅な減少を余儀なくされただろう。

志戸田・鮎洗村に知行地(の一部)をもつ最上旧臣たちは、禄高が比較的低い武士が多い。ほとんどが表2の⑤(1000石未満500石以上)以下の階層である。したがって仕官したことが確認できない武士も多くなりがちである。仕官しなかったとしても、生活をするためには何かをしなければならない。可能性が最も高いのが、帰農である。その場合、主たる所領のある地域に帰農したと考えるのが自然であろう³⁶⁾。志戸田・鮎洗村の場合には小禄の武士が多いのだから、他村にまで所領をもつ武士は少なくなるわけで、帰農するとすれば両村域に帰農すると考えられる。

こうした推定に基づいて志戸田・鮎洗地域の住宅地図を開いてみた。元和年間に帰農したと思われる家を現代の住宅地図で比較するのは、いかにも唐突であると感じるかもしれない。実に400年近い時間がたっている。安易な推定は避けなければならない。しかし手法として確立されているとはいえないながらも、手がかりとなりそうなものであれば、たとえ現代の地図であろうと利用すべきであろう。ここで利用できる点とは何だろうか。

この地域の住人は、近世を通じてかなり固定している。この地域から他所へ移ったり、家が断絶したりした場合はあったであろうが、他所からこの地域に新たに、しかも大人数で移入してきた事実はない。つまり近世初頭とほぼ同じ顔ぶれの家系がこの地域に続いていることになる。

もちろん参照した地域の中には、現在では山形市の商業地域となっていたり、宅地開発で住宅街になっている地域もある。しかしそれらの地域は地図を一見すれば（あるいは現地に足をはこべば）容易に区別できる。要は近世から続く旧村を中心として、この地域に所領をもっていた最上旧臣の名字を拾ってあげればいいのである。

表3および4で「名字をもつ者」に分類した67名には、「不明者」の2種類を含めて45種類の名字がみられる。そのうち志戸田・鮎洗地域内では16種類の名字が地図上で確認された（表4で無印の名字）。さらに近隣地区を含めると32種類の名字が見出された（表4で「無印+下線で網がけ」の名字）。

この32種類には、鈴木、佐藤など、全国的に広く見られる名字がいくつか含まれている。したがってそれらの名字の事例だけでは、最上の旧臣が帰農した家系であるとする根拠としては薄弱であると言わざるを得ない。単に同じ名字の家があるに過ぎない可能性が高い。

しかし特徴ある名字も数多く見出される。たとえば「最上旧臣1」のうち仕官未確認の名字でいえば、柏倉とか土佐林などの特徴的な名字である。この場合「柏倉」という名字をもつ家が、全く無関係の地域から移転してきて、たまたま志戸田・鮎洗の近隣地域に住み着き、その家系が現代の住宅地図に見出されると考えるよりは、単純に最上旧臣である柏倉某が帰農したと考える方がむしろ自然である。

もちろん個々の家系については個別の調査が必要なことは言うまでもない。しかし少なくとも「この地域では、何家あるうちの何家が確認できる」という言い方はできるだろう。本稿の事例を使えば「志戸田・鮎洗地域の値は0.356（45分の16）である」⁴⁰⁾とすることができる。

同じやり方で様々な地域を比較して、平均値をだしてみるのも研究になるだろうし、またある地域の値が平均値から極端に高かったり低かったりすれば、それはそれで研究の対象にもなる。つまり個別の事例については根拠として薄弱であっても、こうした事例がいくつも積み重なることによって、ひとつの傾向やデータを導き出すことができる。

大身家臣の兵農分離

現在、志戸田・鮎洗地域には、朝比奈氏（2000石）のように、比較的大身で特徴ある名字の系譜をひくと見られる家が見られない。朝比奈氏が仕官したことを示す記録は今のところ見当たらない。ただ同一人物・家系かどうかは確認できないが、鳥居氏の分限帳には朝比奈権兵衛が300石で仕官していることが記載されている。鳥居氏の改易後、朝比奈氏が保科氏に仕官したかどうかについては不明である。保科氏の分限帳には朝比奈氏が記載されていないので、少なくとも会津には隨身していないと思われる。

寛政譜に記載されている朝比奈氏は全て今川氏の家臣を先祖としているので、幕府にも仕官していないようである。佐倉藩堀田氏の家臣にも朝比奈氏がいる。寛延2（1749）年の段階で団右衛門が江戸在番で100石となっている⁴¹⁾。堀田氏は一時、

山形藩主だったこともあるし、佐倉に転封された後も旧最上氏領のうち4万石を飛び地として領有していた。こうした関係で堀田氏に仕官した可能性も指摘できるが、確かではない。朝比奈氏は、表2でいえば③の階層に属する。この階層では3人に1人しか仕官していないことを考えれば、朝比奈氏が帰農していたとしても不思議ではない。

朝比奈讃岐の志戸田・鮎洗地域の所領を見ると、上田から下々畑まで面積を単純に足すと1町4反21歩ある。全てを上田として石高を計算しても20数石である。本稿は検地帳全19冊のうち3冊分しか調査していないので、19分の3の値と推定して6～7倍しても150石程度で、これだけでは彼の石高に大きく不足する⁴²⁾ことがわかる。大身であるので、この地域以外に何箇所か所領をもっていたのであろう。彼らの主たる所領が他地域にあり、そこで帰農した可能性もある。

最上氏時代の朝比奈氏は大石田で城番を勤めていた。朝比奈氏の主たる所領も大石田にあるのではないか。そう考えて大石田およびその近隣の住宅地図を調べてみた。大石田には水運で重要な大石田河岸があり、鳥居氏領時代から堀田氏領(第2次)時代にかけて山形藩の北限であった。残念ながら朝比奈という名字は見当たらず⁴³⁾、朝比奈氏の行方も杳として知れない。

この一方で山形市の住宅地図では安食、寒河江、新関といった大身の家臣の名字が数多く見られた。彼ら大身の家臣はほとんどが仕官をしている。安食氏(大和守)は5000石で成沢城主だったが、最上氏改易後は水戸藩徳川家や忍藩阿部家に仕えている。新関氏(因幡守)は6500石で藤島城主だったが、古河藩土井家に仕えた。寒河江氏については表1に記載した通り、福井藩松平家に召し抱えられている。

仕官して他地域に移住したにもかかわらず、依然としてこの地域に名字が見られる。これは仕官したのが家督を有する当主およびその近親者だけだったからと考えられる。つまり仕官したとはいっても一族全員が召し抱えられたわけではなく、ある者は仕官して武士になり、あるものは帰農したということである⁴⁴⁾。

まとめ

最上氏の家臣の場合、兵農分離について俸禄の高で明確な一線を引くことはできなかった。ただ家臣の階層が下がれば下がるほど浪人した場合の再仕官率は低くなる。これは最上氏の家臣の場合に限らず、全国的に共通の現象だと思われる。

兵と農を分けるラインは、見方を変えることによって、どのようにでも引けるだろう。しかし表2から分かる事実を客観的にいえば、5000石の前後で仕官率が急激に下がり、1000石と500石の間で再び仕官率が半減するということである。

足軽以下の階層は、近世中後期以降は「家中」として把握されるようになったものの、本来は領主が年貢・諸役の一部として徴発していた百姓である。彼らは領主の移動先にまではついていかず、村に留まる。新たな領主が来れば再び徴発を受けることもあった。しかしこれを仕官とは呼ばない。

また検地帳と住宅地図の調査から以下のことも分かった。主家の改易によって浪

人になったとしても、仕官をすれば仕官先に移住する。したがって元の所領に名字は残らないはずである。もちろんそうした名字もある（表4で下線を引いた名字）。しかし最上家の分限帳の中に見出される家臣の名字は、現在でも元の所領やその近隣地域に残っていることが多い。しかも大身の家臣ほどそうである⁴⁵⁾。つまり仕官をした大身の家臣と同じ名字をもつ者が、元の所領に帰農していると思われるケースが少なからず見られる。

この事実から以下のことが推察できる。小禄の家臣であれば一族郎党の規模が小さい。したがって仕官をするにも帰農するにも、一族全体で行動する傾向が強かったのではないかということである。仕官をするのであれば一族で移住するので、元の場所には同じ名字の者が残りにくいという結果になる。

仕官をすれば土地を失うし、帰農すれば身分を失う。どちらをとるにしても失うものは大きい。悩んだ末に、土地の耕作権（つまり帰農）を選ぶ者が多くなっていくのが1000石未満の階層（表2の⑤）である。実に5人に4人が帰農を選んでいる。兵農分離政策で最も痛みを伴った階層といえるだろう。

これが大身であれば一族郎党の規模も大きく、家臣としても万石あるいは数千石クラスを筆頭にして、同じ名字の者が何人もいた。その中から仕官をした一ないし数家族ほどが武士として他所に移ったとしても、残りの一族で耕作権を確保することができた。小禄の家臣であればどちらかを捨てなければならなかったが、大身であれば一族が役割分担をすることで「両取り」できたのである。

それを裏付けるのが表5である。これは1000石以上の最上家臣の名字（63種類）が山形県内の各市町村に何人いるかを電話帳⁴⁶⁾で調べたものである。まずは各項目の説明をしておく。

「家数」は「最上家中知行」の中に同じ名字が何家あるか、である。本城氏や清水氏なら1家、鈴木氏なら13家である。

「最高高」は同じ名字の家臣のうち、最高の石高の数値であり、「最低高」は同じく最低の石高の数値である。鈴木氏を例にとれば、鈴木家は「最上家中知行」には13家が記載され、その中の最高石高は1000石（治左衛門）であり、最低石高は5石（帯刀）ということである。「最高高」と「最低高」の差が大きければ、同じ名字とはいっても階層の幅は大きくなる。また同じ名字でも違う一族である可能性もある。表5は「最低高」の高い順で上から下へ並べてある。

「名字合計」は山形県内の電話帳にリストアップされた名字の合計人数である。電話帳は、地域の全戸数はもちろん、全ての電話回線使用者を載せているものでもない。しかし凡その傾向はつかめるであろう。

また表5をグラフ化したものが図1である。グラフの左から右へ最低高の高い順で並べた。グラフの横軸には全ての名字が書いてあるわけではないが、これはスペースの関係で記入していないだけであって、数値（名字合計）の入力は表5に記載された全ての名字についてしている。表5では1万を超える名字が3氏（高橋、斉藤、鈴木）あるが、図1の目盛りは2500までとした。

表5によると、家臣としては1家しかなくても、「最高高」が高く一族の規模が

表5 千石以上の最上家臣(最低高の順)

名	家数	最高高	最低高	名字合計
本城	1	48000	48000	1
清水※	1	27300	27300	318
野辺沢	1	20000	20000	14
山野辺	1	19300	19300	7
松根	1	12000	12000	5
東根	1	12000	12000	12
鮭延	1	11500	11500	1
瀧沢	1	10000	10000	83
安食	1	5000	5000	318
谷柏	1	4000	4000	5
宮崎	1	4000	4000	93
奥村	1	4000	4000	76
大久保	1	3000	3000	161
留並	1	3000	3000	0
丹野	1	3000	3000	658
高館	1	2500	2500	0
新藤	1	2500	2500	84
小栗	1	2500	2500	1
水尾	1	2300	2300	3
朝比奈	1	2000	2000	11
前森	1	2000	2000	7
寺内	1	1810	1810	13
戸井	1	1000	1000	0
北条	1	1000	1000	17
赤羽根	1	1000	1000	1
風間	1	1000	1000	46
楯岡※	2	16200	1000	4
一栗	1	1000	1000	0
豆坂カ	1	1000	1000	0
下	2	20000	1000	0
伊良子	3	1000	520	0

名	家数	最高高	最低高	名字合計
上山※	2	20000	500	3
小国	4	8000	400	41
本間	2	1000	200	2349
渋谷	2	1000	200	32
新関	5	6500	150	239
矢口	2	2000	140	558
大山	2	27000	130	396
氏家	8	17000	130	50
志村	3	30000	100	29
中村	3	1000	100	998
横田	3	1000	100	55
飯田	3	7000	50	94
牛房野	2	2000	50	0
和田	5	2800	30	449
井上	3	1000	30	2253
坂	3	30000	30	36
中山	8	7000	30	183
伊東	3	1000	30	153
堀	3	1000	20	695
寒河江	7	27000	20	618
石垣	2	1000	20	385
高橋	8	1000	20	11386
山家	9	3000	20	11
神保	3	2000	20	269
原	4	1500	20	144
長谷川	3	2000	17	1195
里見	15	17000	15	44
日野	16	3000	15	132
青藤	6	4000	8	11011
江口	5	6500	5	364
鈴木	13	1000	5	10779
(最上)		100000		60

大きい場合には仕官をして他領域に移住した家があったとしても、山形県内にも名字を残している。それはその家臣の「一族」内で武士と百姓を分け合い、両取りした結果であろう。

また「最高高」が低くても「家数」が多く、したがって下層の家臣も多く名乗っている名字も、山形県内に残りやすい傾向である。これは表2で見たところの仕官率によるところが大きい。下層の家臣は仕官率が低いため、そのまま帰農した者が多く、名字を残す結果となった。

それに対して中間層(だいたい2500石から500石)は、山形県内での残存が少ない名字が目立つ。これは元々の家数が少ない上に、一族規模もそれほど大きくないので、仕官すればほぼ一族全体で仕官先に移住するし、帰農しても名字の数としてはそれほど多くないのであろう。

図1 (表5をグラフ化したもの)

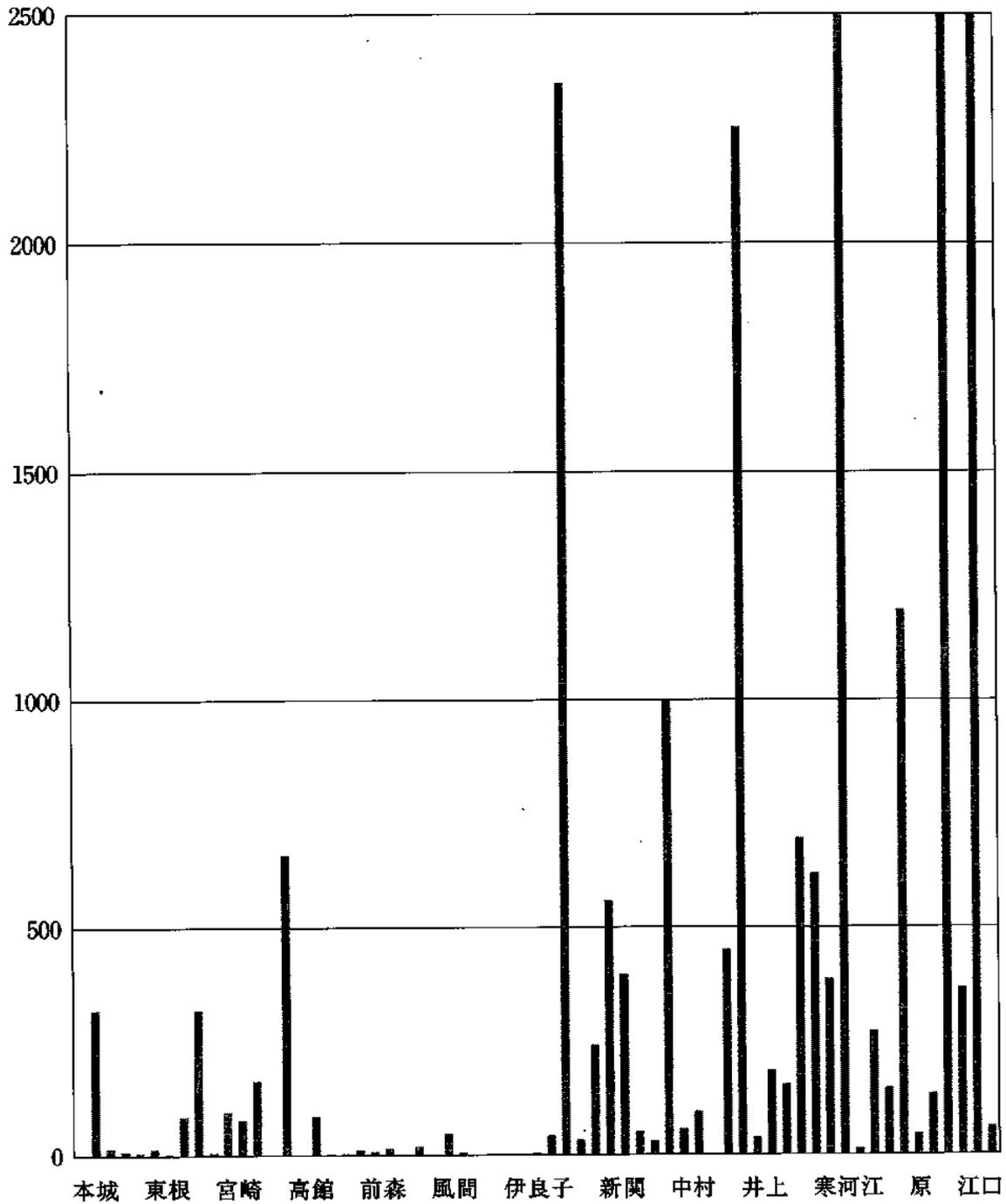


図1で見れば、左右の両側（左側は上級家臣で規模の大きい一族、右に行くほど下層家臣の家を多く抱える一族）の名字が山形県内に残っており、グラフの中間（横軸の名字で言えば高館氏から伊良子氏まで）がぼっかりと空白に近い状態となっていることがわかる。

このことはまた別の一面も明らかにしてくれる。つまり大身の家臣であっても、所領の経営を通して耕作に関わっていたということである。もちろん自ら耕作に従

事することはなかったかもしれない。つまり個人として、あるいは家という単位で見れば、上級武士ほどそうであるが、兵農分離が進んでいたという言い方もできるであろう。

しかしそうした「家」の集合体である「一族」の実態としては、家臣(武士)という側面をもつ家と農業経営者という側面をもつ家から成り立っていたと考えられる。当時の家族意識(家族と認識する範囲)は広い。現代のような核家族ではもちろんなく、また夫婦とその直系親族のつながりを中心とする近世的な「家」でもない。それら「家」がいくつか集まった「一族」がひとつの単位である。

現代的な家族の視点から、あるいは近世的な「家」の視点からのみ兵農分離を見ることは、戦国から近世初頭を生きた人間の意識を考慮に入れていない。「一族」という視点から見た場合には、その一族の中には武士的な家もあり、百姓的な家もありで、その專業度の高さや割合により、武士から百姓まで無数のグラデーションが生まれたことだろう。一族ごとにその色合いが異なる。たとえ大身の家臣といえども、兵農分離をしていたとは断言できないのである。

注

- 1) 千人同心を勤める者が公務に従事していないときは、「農」として扱われる。この点が「兵農未分離」の状態と混同されることがある。
- 2) 旧最上氏領は、山形藩(鳥居氏:陸奥国平藩12万石→22万石)の他、庄内藩(酒井氏:信濃国松代藩10万石→14万石)・松山藩(酒井氏:庄内藩酒井忠勝の弟直次を新規に取り立て1万8千石)・白岩領(酒井氏:庄内藩酒井忠勝の弟忠重を新規に取り立て8千石)・新庄藩(戸沢氏:常陸国松岡藩4万石→6万8千石)・上山藩(松平氏:遠江国横須賀藩2万6千石→4万石)、そして幕府領などに分割された。各領主の加増分を単純に足しても、20万8千石にしかない。鳥居氏が後に更に2万石を加増されたが、これを加えても22万8千石である。大まかに言って、これが最上氏改易後の「浪人採用枠」といえる。旧最上領の残り7万石余りは幕府領に編入されたが、周知の通り幕府領には代官所にわずかな武士がいるだけなので、浪人が再仕官する機会は少なかった。山形藩以外の旧最上領では、それ以降転封が少なくなり、多くの藩ではこの時の大名家が幕末まで支配した。
- 3) 旧最上領に成立した他の藩にも同様の事情がある。最上氏改易による浪人問題は、旧最上領外の藩にも及ぶこととなった。
- 4) 後に忠恒の弟忠春が信濃国高遠で3万石の大名として取り立てられた。
- 5) このような転封が行なわれたのは、幕府の兵農分離政策を推進するという意図もあるという(『山形市史 中巻 近世編』166ページ)。最上時代の家臣団は中世的で兵農未分離な状態が濃厚に残っていた。万石以上で独立性の強い家臣も多くいる一方で、農業経営のかたわら戦争にも参加する兵農兼業の家臣も多かった。転封を繰り返すことによって、武士は家臣として大名家とともに転封先に移転するし、武士の在地性を弱めることもできる。
- 6) 明和4年から弘化2年までの約78年間、山形を領した秋元氏が山形藩主として最も長い。

- 7) 小野末三『新稿 羽州最上家旧臣達の系譜—再仕官への道程—』(最上義光歴史館, 1998年) 185, 197, 291 の各ページ。両松平氏に召し抱えられた家臣についても人数が判明するだけで、氏名までは確認されていない。
- 8) 『古文書近世史料目録 第14号』(山形大学附属郷土博物館, 1992年, 34ページ) には「(81) 山形県全体」という項目がある。「最上家中知行」には12-5という番号がつけられている。史料には表題がなく、史料名は『古文書近世目録』作成時に史料の内容に沿ってつけられたものと思われる。史料の最後に「右巻ハ、堀田相模守殿御家中船尾仁右衛門と申仁、本札を写置之由也」とあるので、堀田氏が山形藩主だった時代に書写されたものであることがわかる。
- 9) 山形大学附属郷土博物館所蔵。これは昭和17年に筆写されたものである。「最上家中知行」とは違う系統の写本と思われる。
- 10) 東京大学史料編纂所編纂『大日本史料』(第十二編之四十七) 303～363ページ。
- 11) 前注書 363～388ページ。
- 12) 前注書 388～394ページ。
- 13) 前注書 395～403ページ。
- 14) 『山形市史編集資料 第31号』(山形市史編集委員会, 1973年) 19～71ページ。
- 15) 大口勇次郎・高木昭作・杉森哲也『日本の近世』(放送大学教育振興会, 1998年) 28ページの表2-1。この表は17世紀末の前橋藩酒井氏の軍団編成である。しかし軍団を構成する人員については大きな変化はないので、17世紀初頭の最上氏の軍団も同様の割合で構成されていたといえよう。大きな違いは、大名が足軽以下の階層を百姓から臨時に動員すると考えていたか、下級家臣として大名の「家中」と考えていたかという点である。上記『日本の近世』では、近世初期の大名が足軽以下の階層に対して「その働きが恩賞の対象になること自体が、ありえない」(27ページ) とか、「[足軽以下の]人数について、何の関心も示していない」(30ページ) という表現で、動員されるだけの足軽は家中とは認識されていなかった旨を述べている。
- 16) これは後に言及する「鳥居氏分限帳」でも同じである。この分限帳の最後には、「右之通知行高之分相記、此外徒士・足軽等末々之分略之」とあり、百姓から徴発する足軽以下の階層には関心を払っていない。ただし城普請や城下町建設に不可欠な大工・鋳物師・瓦師・畳師のように特殊技能をもつ集団については、名字をもたないながらも分限帳の末端に名が記載されている。
- 17) 小野末三前掲書。
- 18) 表題はそれぞれ「羽州山形領地之節分限帳」「出羽国最上山形郡会津江御供之分限帳」という。いずれも『山形市史資料 第51号』(山形市史編集委員会, 1978年) に収められている。
- 19) 小野末三前掲書。
- 20) 「右」衛門と「左」衛門、「治」と「次」、「二」などのように、名前が完全に一致しない場合もあるが、総合的にみて同一人物かどうかを判断した。
- 21) 「鮭延越前守侍分限帳」
- 22) 仮に名字が一致する人数の半数(半数という根拠はないのだが)が仕官したとすれば、仕

官率は①0.824, ②1.000, ③0.571, ④0.586, ⑤0.522, ⑥0.429, ⑦0.330, 全体の平均は0.432となる(人数は四捨五入した数値で計算した)。一律に半数としたために、下の階層になるほど表2の仕官率との乖離が大きくなる。

- 23) 最上氏のもとで御用商人的な立場だった「酒田三十六人衆」は、徴税を請け負うなど代官的な性格も有しており、いわゆる兵商一致の状態だった。酒井氏が庄内に入部してきたときに仕官の勧誘をうけたそうだが、彼らは「武士はまっ平に候」といって勧誘を断ったという(『山形市史』93ページ)。
- 24) 最上氏改易の後、庄内に酒井氏が入部した際には足軽200人が召し抱えられたという(『山形市史 中巻 近世編』167ページ)。酒井氏にはこのほか、庄内地方に知行地を与えられていた最上旧臣が多数仕官している。小野末三の前掲書には、庄内藩酒井氏に仕官した者を(可能性の高い者5人を含めて)135人挙げている。
- 25) 幕府で言えば「譜代席」と「抱席」の違いなど。
- 26) 志戸田村は延享1(1744)年まで、鮎洗村は寛文8(1668)年まで山形藩領であった。その後、両村の領主は頻りに変更された。石高は保科氏の領地目録ではそれぞれ2820石、1006石となっている。この地域の検地帳は山形大学附属郷土博物館が所蔵している。同館発行の『古文書近世史料目録 第7号』(1974年、32～33ページ)には、同地域の検地帳が19冊掲載されている。本来であれば全冊を調査するべきだが、それは後考にゆだねるとして、ここではそのうちの6号と8号、12号の史料を調査した結果で論を進めたい。12号の史料には末尾に「複写作製経営人 山形市四日町 三浦新七」とあり、実際に筆写した人が「ハタゴ町 川崎浩良」とある。筆写年代は「昭和拾参年拾壹月廿五日」とある。ほぼ同様の記述は7号から19号の史料にもある。これらが「都合拾参冊之内」に相当する史料であろう。1号から6号の史料にはそうした記述はないが、原本に忠実な写本と思われる。同館では一橋大学の元学長であった三浦新七が収集した史料を「三浦文庫文書」として整理している。
- 27) 『山形市史』451ページ。
- 28) 山形大学附属郷土博物館発行の前掲目録でいえば、6号文書には354筆、8号文書には629筆、12号文書には262筆の合計1245筆である。
- 29) 慶長寺は最上義光の菩提寺であるが、義光の子・家親の時代に光禅寺と改称した。元和検地帳には慶長寺のまま記載されているので、この点からも元和検地帳は最上氏時代末の状況を反映していることが感じられる。
- 30) 「宝幢寺領田畑石高・反別表」『山形市史』1069ページ。
- 31) 威徳院は鮎洗村の土地5筆の分付百姓である。ただし威徳院の分付主は宝幢寺ではなく、坂九郎右衛門(2筆)、坂本九郎右衛門(2筆)、長柄の三郎太郎(1筆)の3人である。なお、坂本は坂の書き誤りで、両者は同一人であるかもしれない。
- 32) 「最上家中知行」によると、鉄砲2260挺(庄内分422挺)、鎗5936本(庄内分1151本)となっている。他に弓562張ある。一人当たりの俸禄は鎗衆が6～8石である(鉄砲衆と弓衆は不明)。仮に鎗衆と同等だとすると、鉄砲・鎗・弓の3衆合わせておよそ6万石分の土地が給地に指定されていたと思われる。
- 33) 石高調整の他、遠隔地に住む家臣が山形城下で必要物資を調達するためといわれてい

る（『山形市史』71ページ）。

- 34) 検地帳では「あさいな」「朝稲」という綴りで見出される。
- 35) 鳥居氏には150石、保科氏には200石で仕えていた。
- 36) ゼンリン住宅地図『山形市（北版）』（1993年版）。志戸田・鮎洗地域については、同地図の43, 44, 59, 60, 75, 76, 77, 99, 100, 101の各ページに記載された範囲（このページの合計面積は11.5平方キロメートル）の内、志戸田・鮎洗地区に限定して調査した。近隣地区を含めた範囲としては、同地図の43～46, 59～62, 75～80, 85～88, 99～105, 110～115の各ページに記載された全ての範囲（およそ23平方キロメートル）を参照した。参照する範囲を広げれば、確認できる名字は当然ながら増える。
- さらにNTT東日本の『ハローページ・山形県山形地域』（50音別・個人名、2005/5→2006/4）で山形市の部分を参照して、住宅地図での見落としを補った。すると表4で傍線を引いた名字（志戸田・鮎洗の近隣地区内で確認できない名字）13種類のうち、同地区内では2種類（坂本、高山）が確認できた。ただし、この2氏は1993年（ゼンリン地図の発行年）から2005年（ハローページの発行年）の間に転入してきたと考えられる。またハローページで山形市全域を調べると、5氏（香川、牛房野、作並、下町、矢町）以外の名字（朝比奈、坂、滝沢、武久、長、野田、そして前述の坂本と高山）を見出すことができた。しかし住所が商業地や新興住宅地の場合が多く、最上旧臣の家系であるかどうかについては更なる調査が必要である。
- 37) 坂氏で活躍が顕著なのは、光重の父光秀（元和2年没）である。
- 38) もちろん遠隔地に帰農したとされる例もある。たとえば『新編武蔵風土記稿』（第5巻、雄山閣、1981年、175ページ）には、元横山村（現東京都八王子市域）の記述がある。その村の旧家として内田助右衛門が紹介されている。内田家の家伝によれば、最上旧臣の原田氏が内田氏の家跡を継いだという。原田氏は「最上家分限帳」「最上家中知行写」によれば4氏（大膳正、藤右衛門、彦次郎、重治郎）確認できる。また「志戸田検地帳」（6号文書）には原田藤内が分付主として記載されている。『新編武蔵風土記稿』を編纂するために地誌探索が行なわれたが、その際には残っていたという内田氏の系図が現在もなお保管されているのであれば、武蔵国まで移住してきたのが、いずれの原田氏かを確認できるかもしれない。
- 39) もちろん志戸田・鮎洗地区以外にも知行地をもっていて、そちらで帰農している場合も考えられるので、名字が見いだせなくても仕官したとは限らない。
- 40) 近隣地区まで含めれば、0.711（45分の32）である。
- 41) 『佐倉藩年寄部屋日記（一）千葉県史料 近世篇』（千葉県企画部広報県民課編、1982年、9ページ）。ちなみに最上分限帳に名前の記載がなく、表4では「不明」に分類した長氏（八左衛門）についても、最上旧臣とは言えないながらも同書10ページに名前がみられる。
- 42) 調査した3冊の検地帳に限れば、朝比奈讃岐は志戸田・鮎洗の両地域に27筆の土地をもち、上田4反5畝13歩、中田1反9畝10歩、下田5反9畝17歩、下々田1畝22歩、上畑4畝15歩、中畑3畝22歩、下畑1反2畝5歩、下々畑4畝7歩の耕地を所領としている。この地域の検地帳が19冊あり、そのうちの3冊をサンプル調査したと考えると、志戸田・鮎洗の両地域だけでは2000石には届かない。

- 43) 『ハローページ・山形県村山地域』(50音別・個人名、2005/5→2006/4)で北村山郡大石田町の部分には、朝比奈氏はリストアップされていない。
- 44) たとえば若木村(現山形市西部地域)の新関氏は、因幡守の一族が帰農した後裔であるとされる。山形大学附属郷土博物館や村木沢公民館(若木村は明治22年に村木沢村の大字となる)には、新関氏が因幡守の子孫である旨の家譜・系図が保管されている。新関氏は、近世には近隣地域の大庄屋も勤めた。
- 45) 先に挙げた名字のほかに、草刈、江口、氏家など枚挙に暇がない。
- 46) 「NTT 東日本ハローページ 50音別・個人名 2006/5→2007/4」
- 山形県山形地域版(山形市、上市市、天童市、東村山郡[中山町、山辺町])
- 米沢地域版(米沢市、南陽市、東置賜郡[川西町、高島町])
- 新庄地域版(新庄市、最上郡[金山町、舟形町、真室川町、最上町、大蔵町、
鮭川町、戸沢村])
- 寒河江地域版(寒河江市、西村山郡[朝日町、大江町、河北町、西川町])
- 長井地域版(長井市、西置賜郡[飯豊町、小国町、白鷹町])
- 酒田地域版(酒田市、飽海郡[遊佐町]、東田川郡[庄内町])
- 村山地域版(村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡[大石田町])
- 鶴岡地域版(鶴岡市、東田川郡[三川町]、新潟県岩船郡山北町の一部)